

成年後見制度の現状

1. 成年後見制度の概要	1
2. 成年後見制度の利用状況等	3
3. 成年後見制度利用促進基本計画	14
4. 制度の利用促進の取組		
ア 厚生労働省(地域の体制整備、担い手の確保等)		
(1) 予算関連	19
(2) その他(法改正の経緯等)	33
(3) 自治体における取組状況	41
イ 法務省(制度の普及啓発、不正防止)	46

1. 成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為 (注2) (注3) (注4)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法 13 条 1 項所定の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2) (注3) (注4)	同上 (注2) (注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法 13 条 1 項では、借金・訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

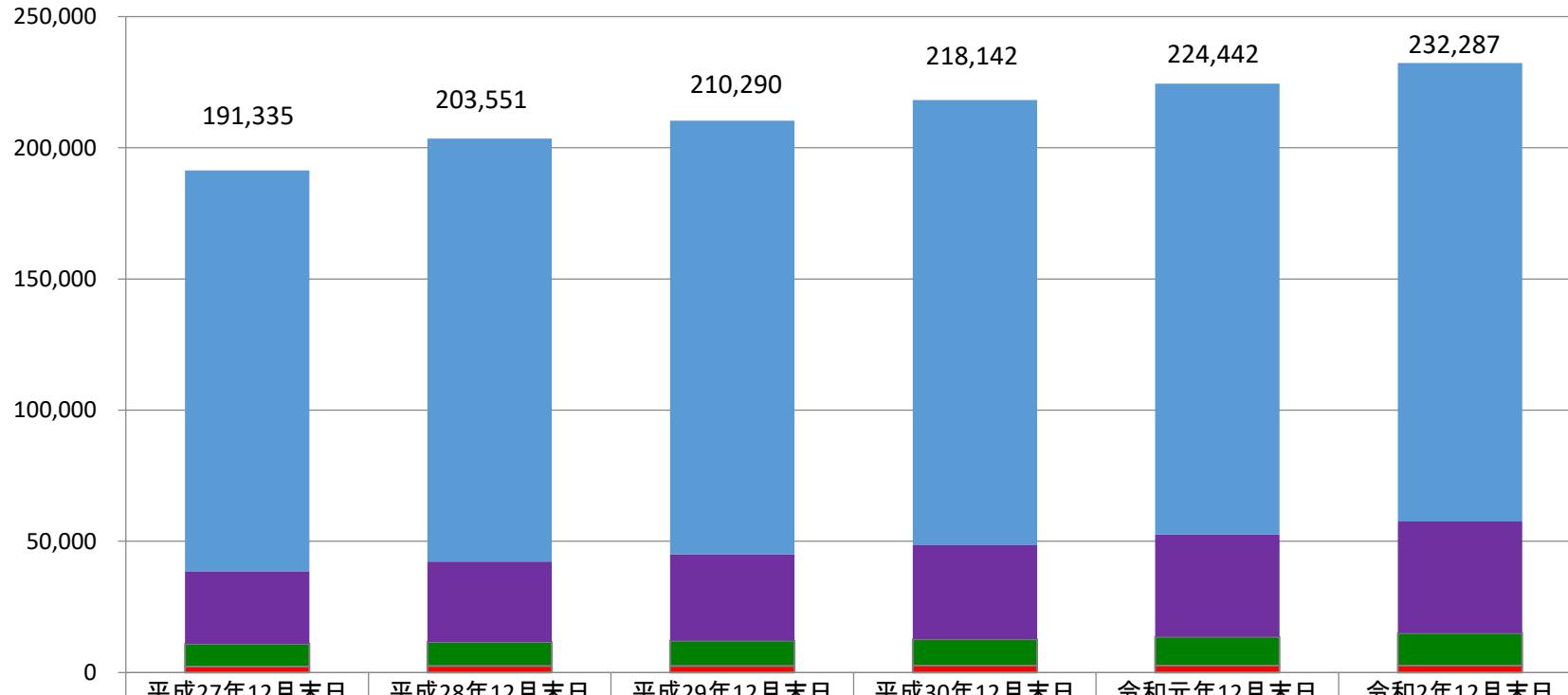
(注6) 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

2. 成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移(平成27年～令和2年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和2年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約75.2%，保佐の割合が約18.3%，補助の割合が約5.3%，任意後見の割合が約1.1%となっている。

(単位:人)



	平成27年12月末日	平成28年12月末日	平成29年12月末日	平成30年12月末日	令和元年12月末日	令和2年12月末日
■ 成年後見	152,681	161,307	165,211	169,583	171,858	174,680
■ 保佐	27,655	30,549	32,970	35,884	38,949	42,569
■ 補助	8,754	9,234	9,593	10,064	10,983	12,383
■ 任意後見	2,245	2,461	2,516	2,611	2,652	2,655
■ 計	191,335	203,551	210,290	218,142	224,442	232,287

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合: 19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合: 20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。

本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

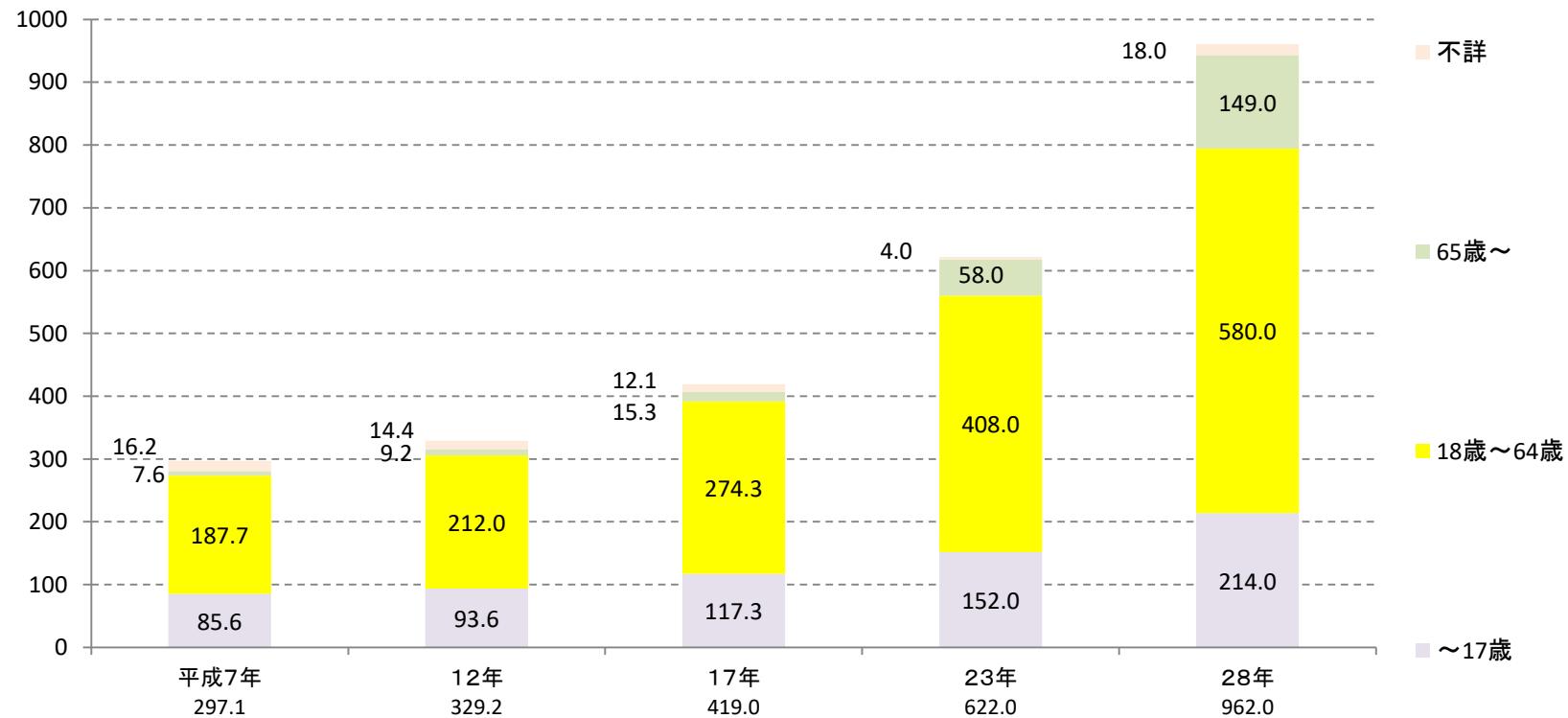
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

- 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。

単位:千人

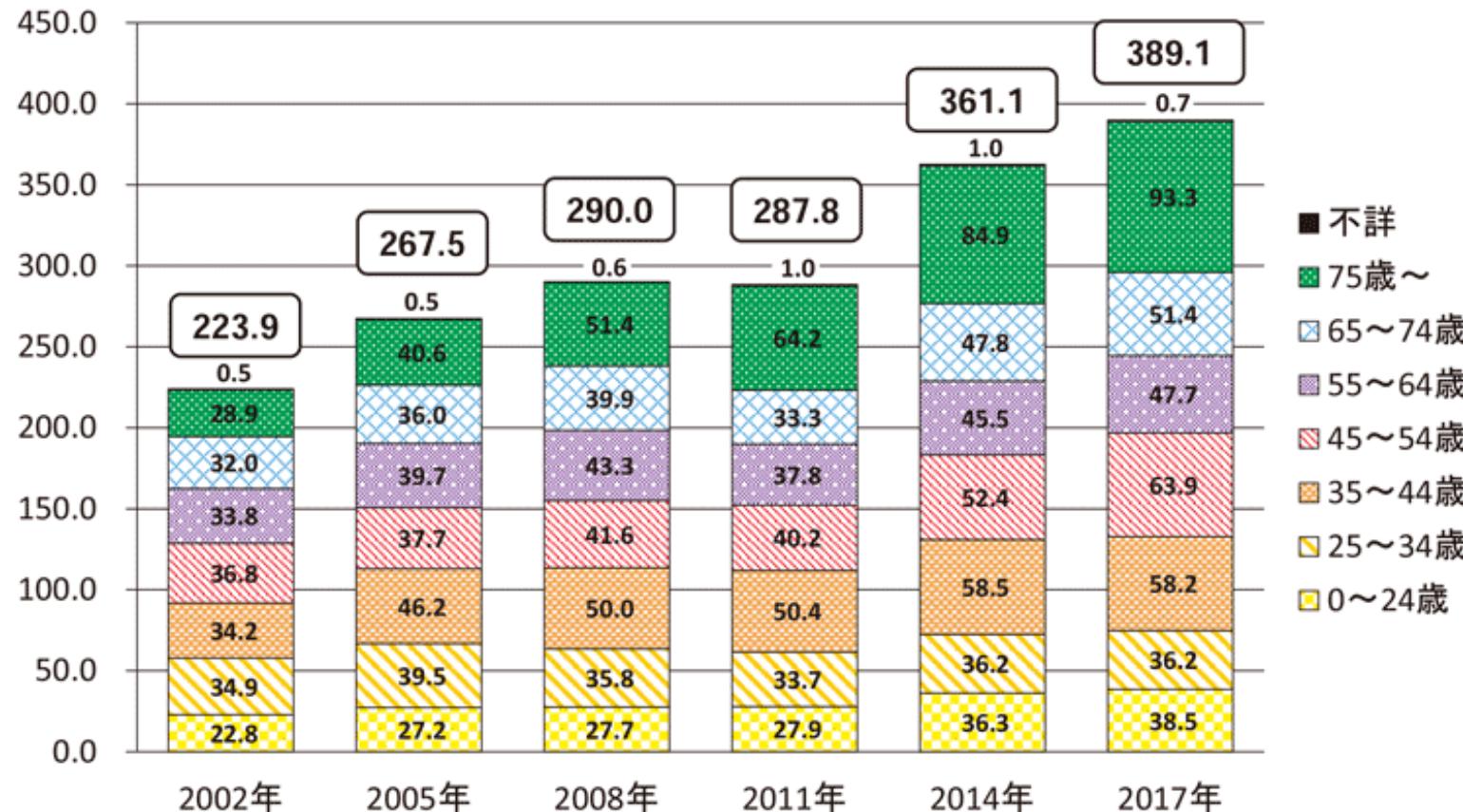


資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年~)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)

○ 外來の精神障害者389.1万人の年齢階層別の内訳をみると、25歳未満38.5万人(9.9%)、25歳以上65歳未満206万人(52.9%)、65歳以上144.7万人(37.2%)となっており、65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成29年までの9年間で、65歳以上の割合は31.5%から37.2%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率28.1%を上回る水準となっている。

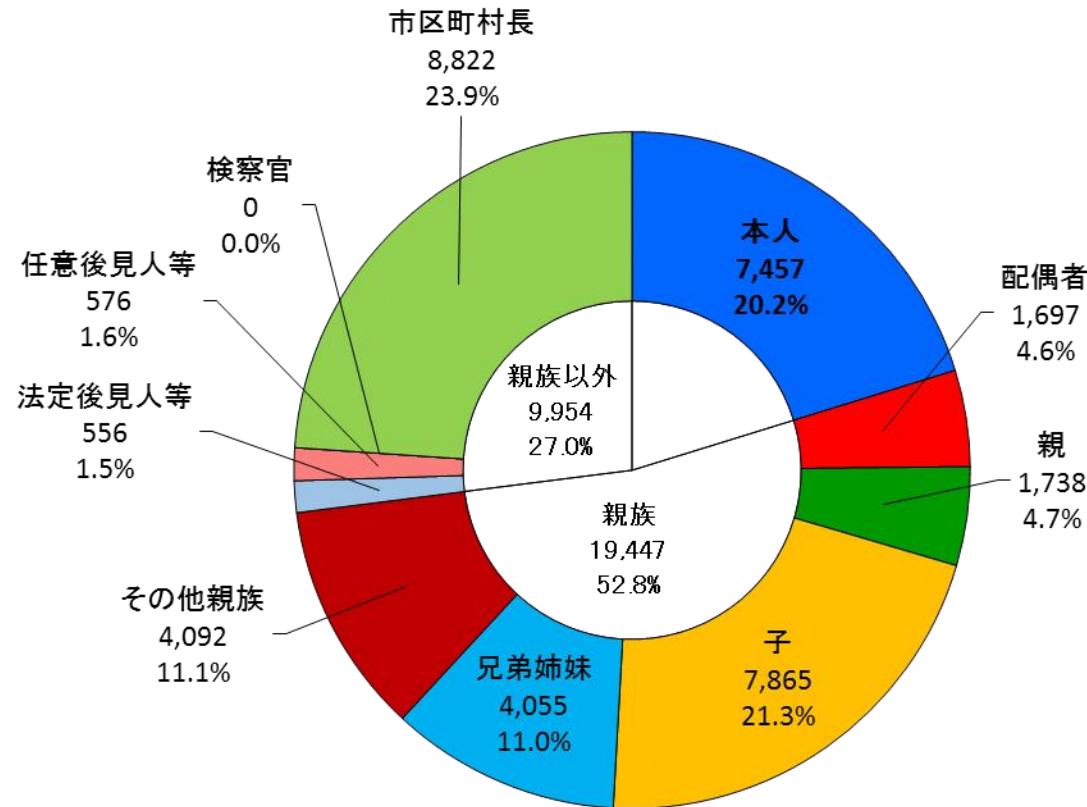
(単位:万人)



資料:厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

申立人と本人との関係別件数(令和2年)

○ 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.9%を占め、次いで本人の子(約21.3%)、本人(約20.2%)の順となっている。

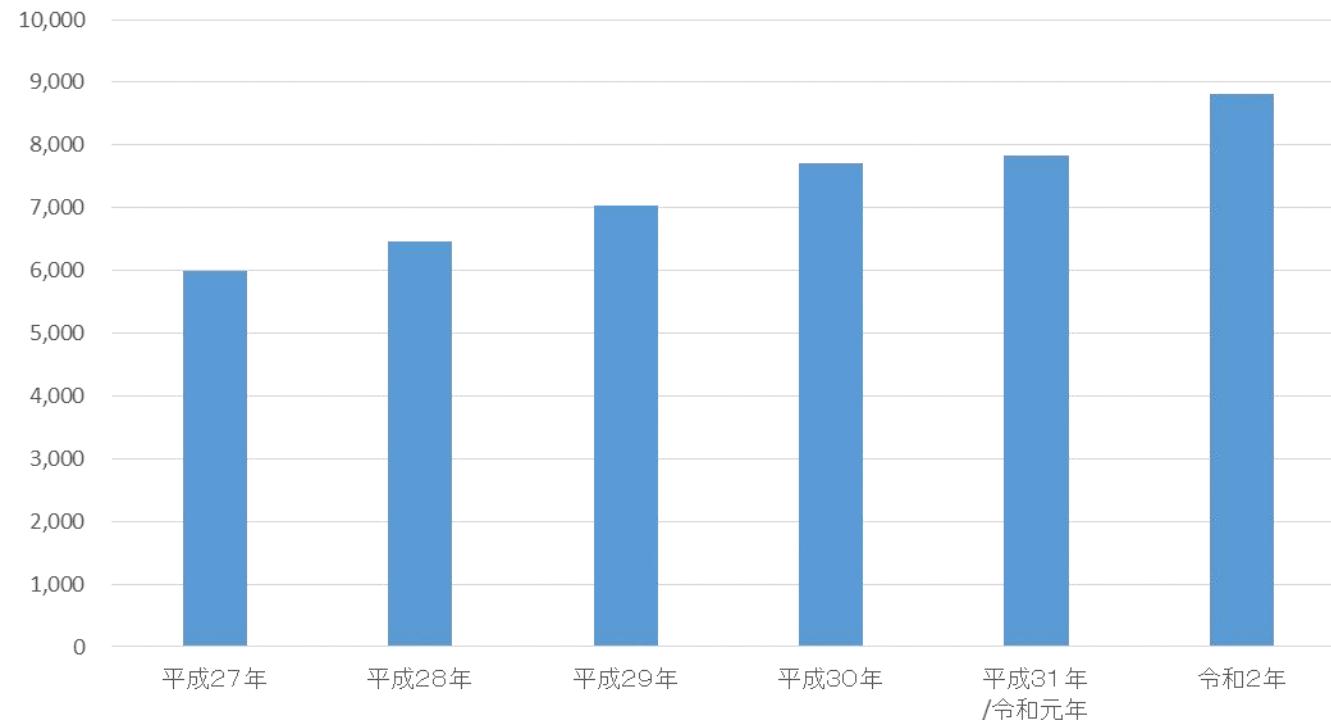


(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

市区町村長申立件数の推移(平成27年～令和2年)

- 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和2年は全体の約23.9%となっている。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年
市区町村長 申立件数	5,993	6,469	7,037	7,705	7,837	8,822
総数に 占める割合	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%	22.0%	23.9%
総数	34,623	34,444	35,486	36,186	35,640	36,858

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

都道府県別の市区町村長申立件数(令和2年)

○ 全国の市区町村長申立件数は8,822件であり、総数に占める割合は約23.9%である。都道府県別の総数に占める割合は、約13.8%～48.6%と地域によってばらつきがある。

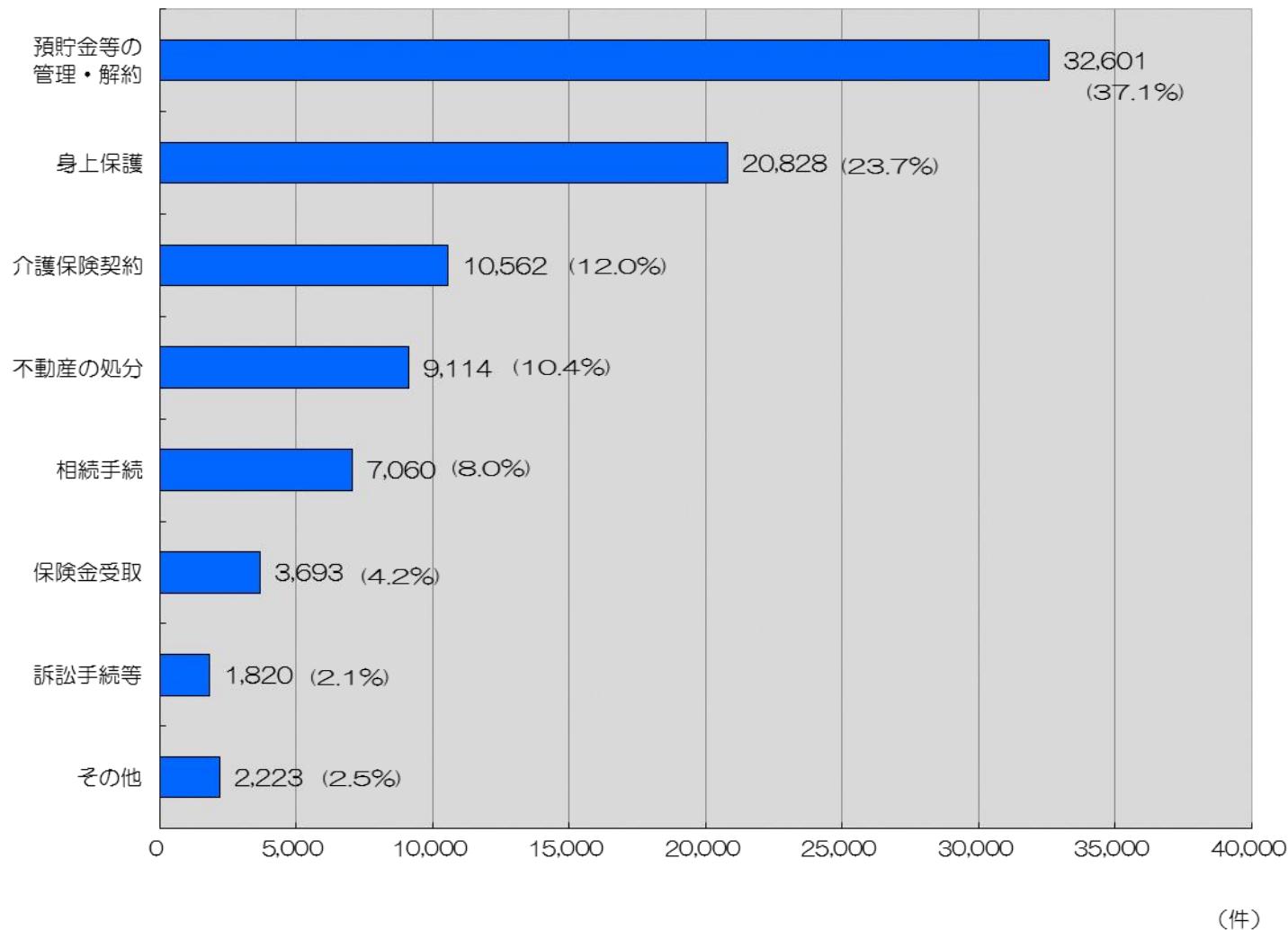
都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合
北海道	348件	1,498件	23.2%	石川	137件	397件	34.5%	岡山	273件	780件	35.0%
青森	138件	394件	35.0%	福井	48件	219件	21.9%	広島	238件	814件	29.2%
岩手	71件	315件	22.5%	山梨	81件	276件	29.3%	山口	106件	435件	24.4%
宮城	103件	412件	25.0%	長野	114件	467件	24.4%	徳島	87件	267件	32.6%
秋田	41件	180件	22.8%	岐阜	73件	421件	17.3%	香川	88件	325件	27.1%
山形	88件	233件	37.8%	静岡	254件	1,255件	20.2%	愛媛	127件	354件	35.9%
福島	189件	389件	48.6%	愛知	298件	1,389件	21.5%	高知	73件	231件	31.6%
茨城	133件	483件	27.5%	三重	83件	385件	21.6%	福岡	214件	1,448件	14.8%
栃木	70件	313件	22.4%	滋賀	75件	423件	17.7%	佐賀	75件	250件	30.0%
群馬	73件	434件	16.8%	京都	197件	1,361件	14.5%	長崎	61件	354件	17.2%
埼玉	448件	1,535件	29.2%	大阪	661件	3,212件	20.6%	熊本	190件	516件	36.8%
千葉	474件	1,765件	26.9%	兵庫	269件	1,951件	13.8%	大分	69件	273件	25.3%
東京	1,234件	4,643件	26.6%	奈良	96件	453件	21.2%	宮崎	161件	434件	37.1%
神奈川	630件	2,793件	22.6%	和歌山	64件	245件	26.1%	鹿児島	85件	380件	22.4%
新潟	178件	907件	19.6%	鳥取	59件	215件	27.4%	沖縄	94件	406件	23.2%
富山	62件	378件	16.4%	島根	92件	250件	36.8%	全国	8,822件	36,858件	23.9%

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

申立ての動機別件数(令和2年)

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多い、次いで、身上保護となっている。

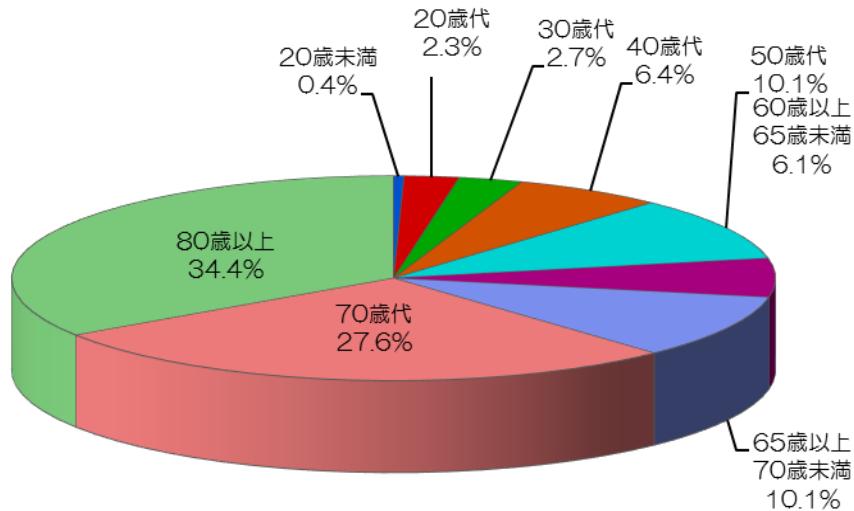


(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

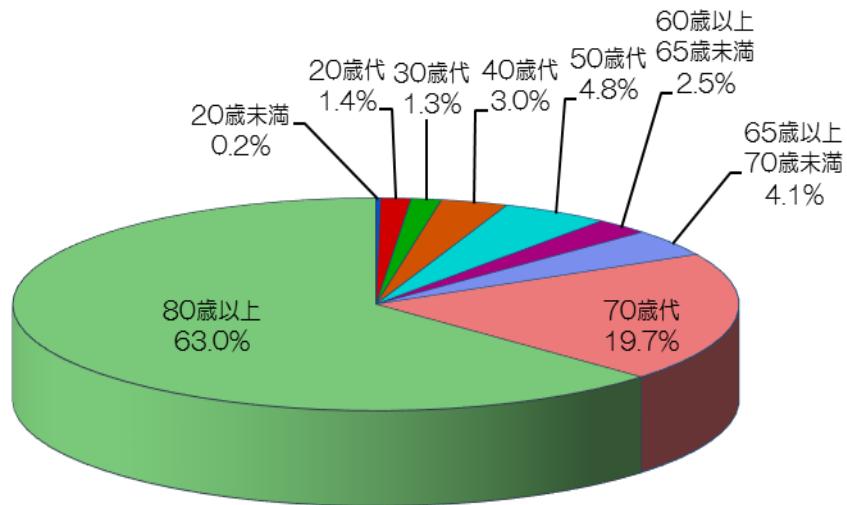
本人の男女別・年齢別割合(令和2年)

- 本人の男女別割合は、男性が約43.4%，女性が約56.6%である。
- 65歳以上の本人は、男性では男性全体の約72.0%，女性では女性全体の約86.9%を占めている。

(男性)



(女性)

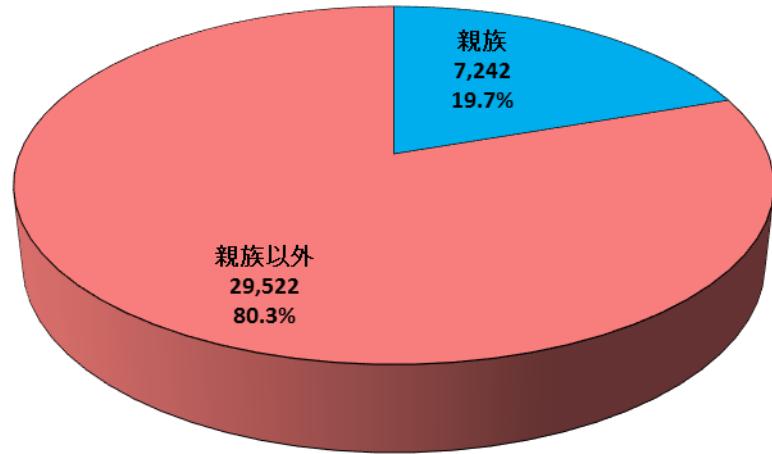


(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

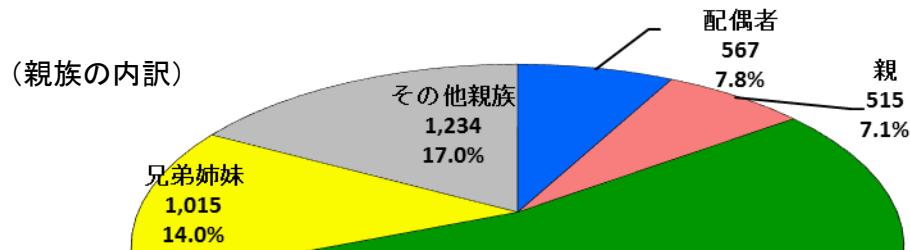
成年後見人等と本人との関係別件数(令和2年)

- 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,242件(全体の約19.7%), 親族以外の第三者が選任されたものが29,522件(全体の約80.3%)となっている。

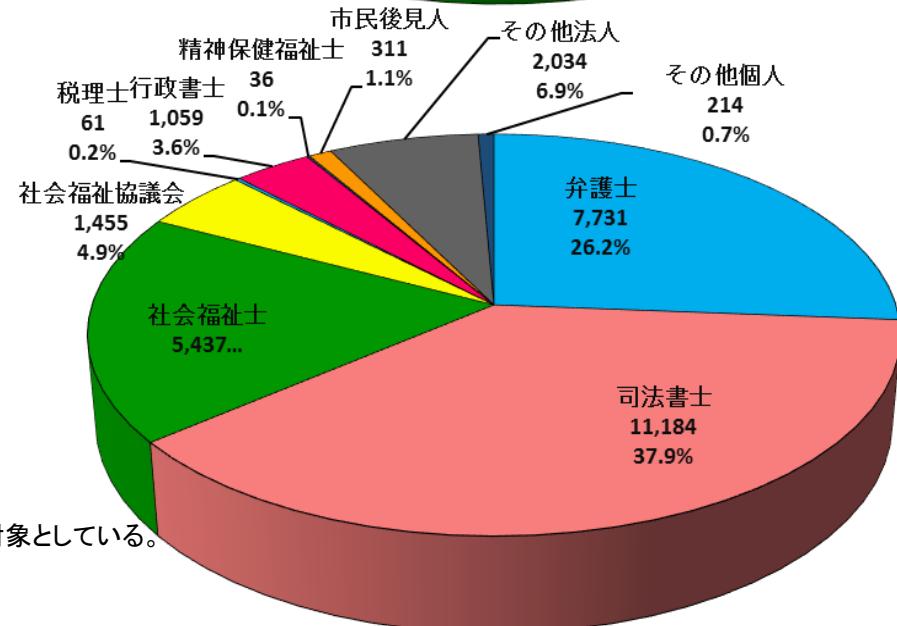
(親族、親族以外の別)



(親族の内訳)



(親族以外の内訳)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2, 600円(任意後見は1, 400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3, 000円～5, 000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 令和2年に鑑定を実施したものは全体の約6. 1%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

- 基本報酬
月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1, 000万円を超え5, 000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5, 000万円を超える場合には月額5万円～6万円。
- 付加報酬
身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

3. 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

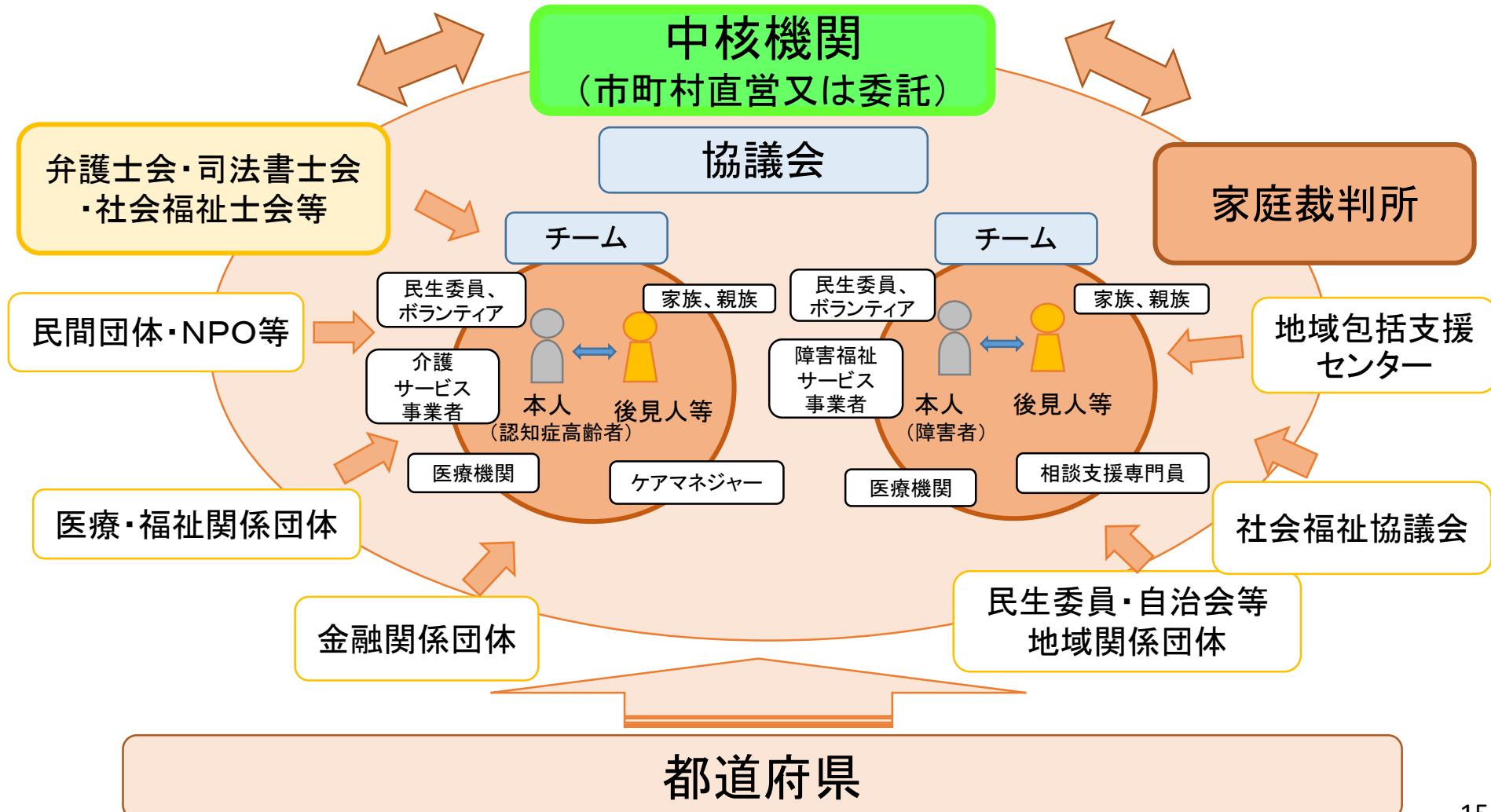
※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II	市町村計画の策定			国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備			
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		金融機関における自主的取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途:平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、隨時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

(注)令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（令和元年5月30日）

工程表における記載	KPI(令和3年度末の目標)	
	項目	数値等の目標 ※()内はH1.10時点(一部除く)の実績値
I 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 (参考値) ・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む) 	全1741市区町村 (559市区町村)
II 市町村計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定した市区町村数 	全1741市区町村 (134市区町村)
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定 	全47都道府県
IV 地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 ・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 	全1741市区町村 (589市区町村) 800市区町村 (273市区町村) 200市区町村 (80市区町村) 全1741市区町村 (150市区町村) 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・全預金取扱金融機関(※)の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。 	50%以上 (約12%(※)) ※H30.12末時点
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供 	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 	措置のある法律 190

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

基本計画の中間年度(令和元年度)において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討。中間検証報告を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた取組を一層推進。

中間検証に係る経緯等

【令和元年10月～12月】

成年後見制度利用促進専門家会議の中間検証WGにおいて、テーマごとに検討(4回)

【令和2年2月・3月】

成年後見制度利用促進専門家会議において
検討(2回)、報告書とりまとめ

【令和2年3月】

成年後見制度利用促進会議(法務・厚労・総務大臣)に報告

中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 障害福祉サービス・認知症に係るガイドラインの策定(H29. H30)、後見人等向け意思決定支援ガイドラインの検討(R1.5～)
- (2) 受任調整・後見人支援等の体制整備の推進、適切な後見人等の選任・交代の検討、報酬の在り方の検討等
- (3) 診断書の書式改訂、本人情報シートの運用開始(H31.4～)
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進(制度周知、広報相談機能の整備)

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 中核機関等の体制整備の推進

- ・各種手引きの作成、研修等による市町村等への働きかけ(H30～)、中核機関立上げへの補助等の予算措置(R1年度～)等
- ・基本計画に係るKPIの設定(R1.5)

- (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用(国庫補助等)

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) 後見制度支援預貯金の仕組みの提示(H30.3)、導入促進
- (2) 任意後見制度の利用状況に関する調査の実施(R1)

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- 医療に係る意思決定が困難な人への支援等のガイドラインの策定(R元.5)／成年被後見人等に係る欠格条項の見直し(～R1.12)

今後の対応

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 意思決定支援ガイドラインの策定(R1年度中に基本的な考え方を整理)、全国的な研修の実施(R2年度～)
- (2) 体制整備の更なる推進、適切な後見人等の選任・交代の運用の推進、報酬の在り方の検討(ヒアリング等も踏まえる)等
- (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進(国レベルで、全国的な広報の実施、相談体制の整備等)

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) KPI達成に向けた更なる取組の推進

- ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等
- ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ

- (2) 市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、法人後見の取組の周知・啓発等

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) 後見制度支援預貯金の更なる導入促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用確保のための方策の検討

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- ガイドラインの周知／必要に応じ、欠格条項見直し後の運用状況等の注視等

4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省 (1) 予算関連

令和3年度予算

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

成年後見制度の利用促進

5. 9億円(8. 0億円)

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備

5. 9億円(8. 0億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを引き続き推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施する。

(参考)令和2年度第三次補正予算

○中核機関等における相談支援体制の整備促進 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数
中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

○成年後見制度利用促進に係る現状調査 33百万円

中核機関等の体制整備を進める上での課題や支援ニーズを把握するため、各市町村における成年後見制度利用促進に係る取組状況を調査する。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分） 137億円(82億円) の内数

地域生活支援事業費等補助金 513億円(505億円) の内数

地域支援事業交付金 1,942億円(1,972億円) の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

成年後見制度利用促進関係予算(令和3年度予算)

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
利用促進のための地域連携ネットワークの体制整備 等		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における中核機関設置運営費の地方交付税措置(H30年度～) ・成年後見制度利用促進に向けた体制整備(5.9億円) <ul style="list-style-type: none"> ①中核機関・市町村計画推進(3.9億円) ②後見人等の意思決定支援研修(0.6億円) ③任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化(1.4億円) ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(令和2年補正予算140億円) <ul style="list-style-type: none"> ①中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進 ②条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進 		
後見を担う人材の育成	市民後見人の育成(養成研修等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円の内数)	
	法人後見の実施(研修、専門職との連携体制整備等)		法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金513億円の内数)	
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業 (高齢者) (地域支援事業交付金1,942億円の内数)	成年後見制度利用支援事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金513億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費				成年後見制度普及啓発事業 (障害者) (地域生活支援事業費等補助金513億円の内数)

成年後見制度利用促進のための体制整備

令和3年度予算 5.9億円

- 今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを推進する。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進、都道府県による支援体制強化 3.9億円

- 基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画の策定、都道府県による市町村支援体制の強化を推進。
 - 中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等、市町村職員・中核機関職員等に対する国研修の実施
 - 中核機関における市民後見人や親族後見人への支援体制強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.6億円

- 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 1.4億円

- 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

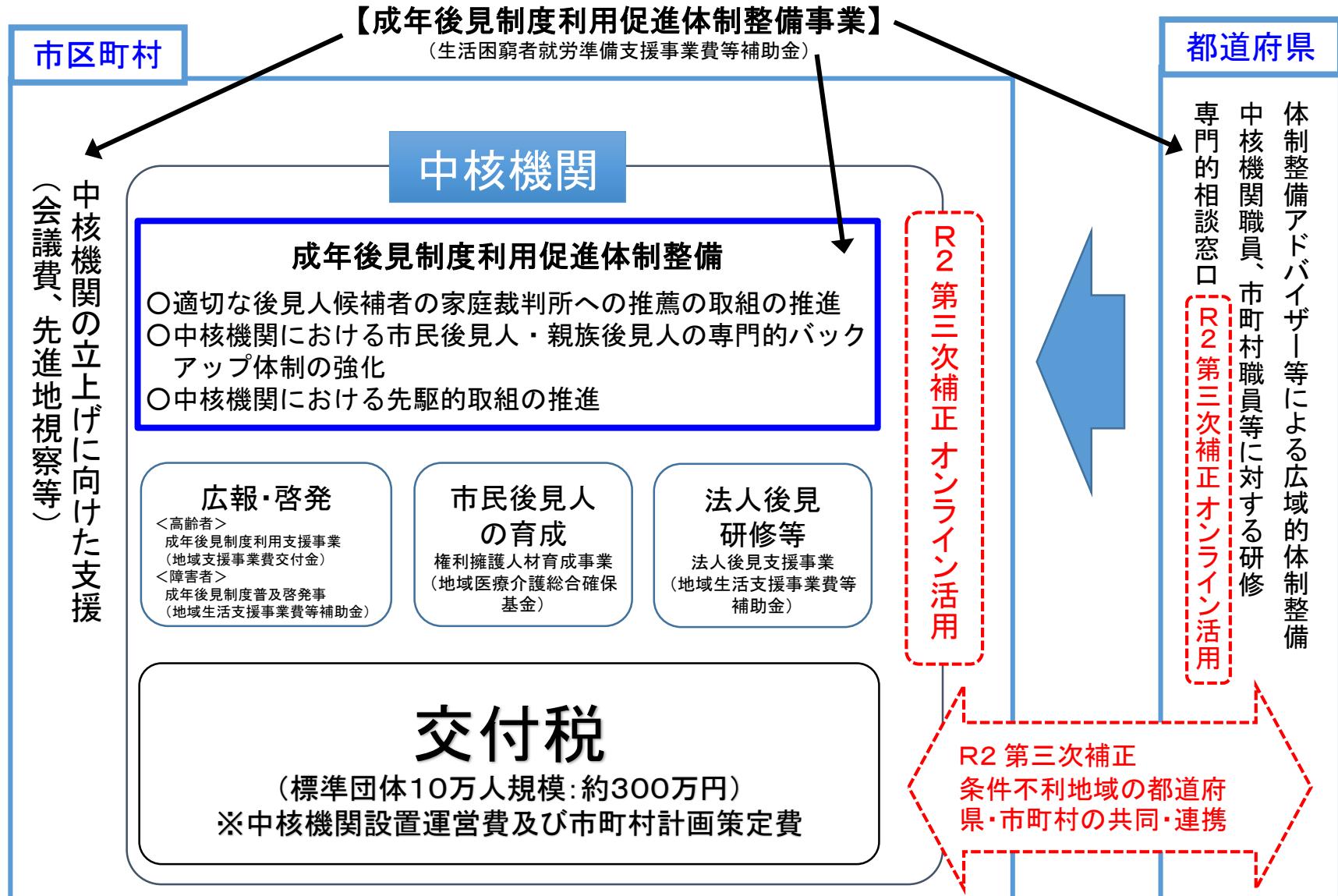
●新型コロナウイルス感染症を踏まえた中核機関の整備・都道府県による支援体制強化事業 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、様々な往来が控えられる状況においても、過疎等の条件不利地域を含め、全国どの地域でも成年後見制度の相談等に応じられるよう、権利擁護支援の体制を整備
 - ・ 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進
 - ・ 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

●成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業 令和2年度第三次補正予算（国事業）

- 中核機関等の体制整備を体制整備を図る上で課題や支援ニーズ数を把握を行うため、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。

中核機関が活用できる財源のイメージ



認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容(令和3年度予算)

① 権利擁護人材育成事業

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

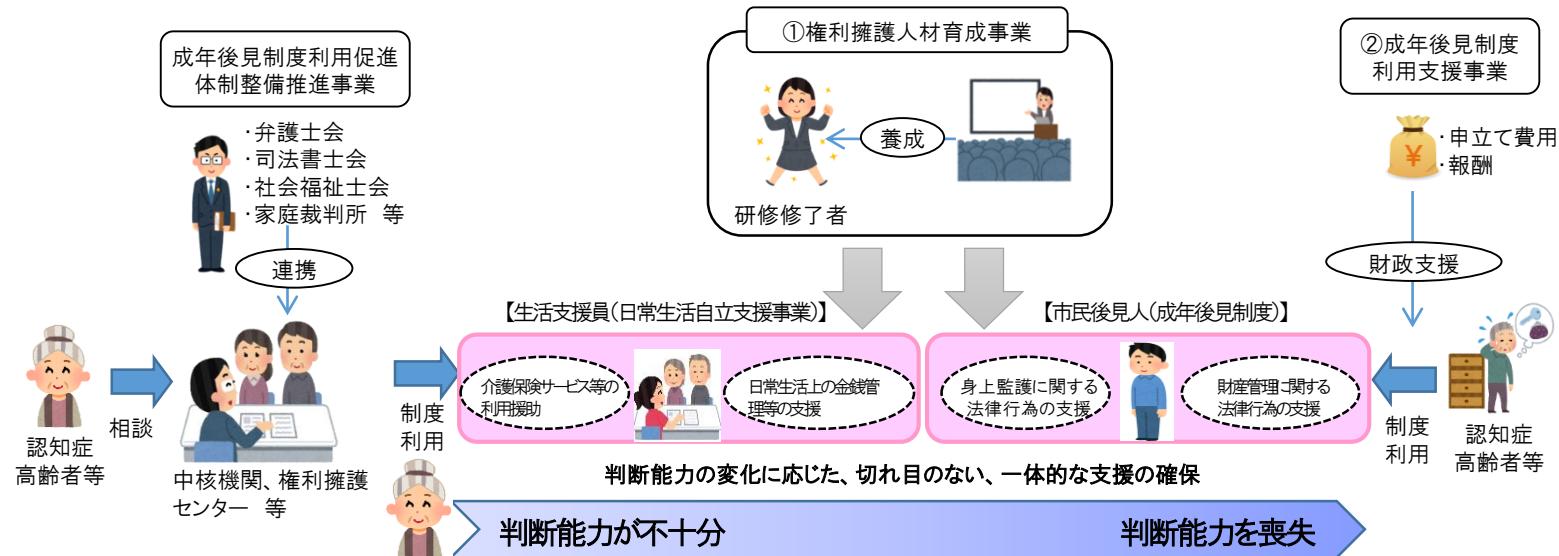
② 成年後見制度利用支援事業

地域支援事業 1,942億円の内数

低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

※ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業等 5.9億円(社会・援護局に計上)

成年後見制度利用促進のため、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進、後見人等に対する意思決定支援研修等の取組を推進。



権利擁護人材育成事業の概要

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和3年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

4. 事業実施状況（令和元年度実績：281自治体） 【負担割合】国2／3 都道府県1／3

- ・ 市民後見人の養成： 184カ所
- ・ 日常生活自立支援事業との連携： 95カ所
- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦： 98カ所
- ・ 市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導： 120カ所
- ・ 専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）： 154カ所
- ・ 実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置： 106カ所

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

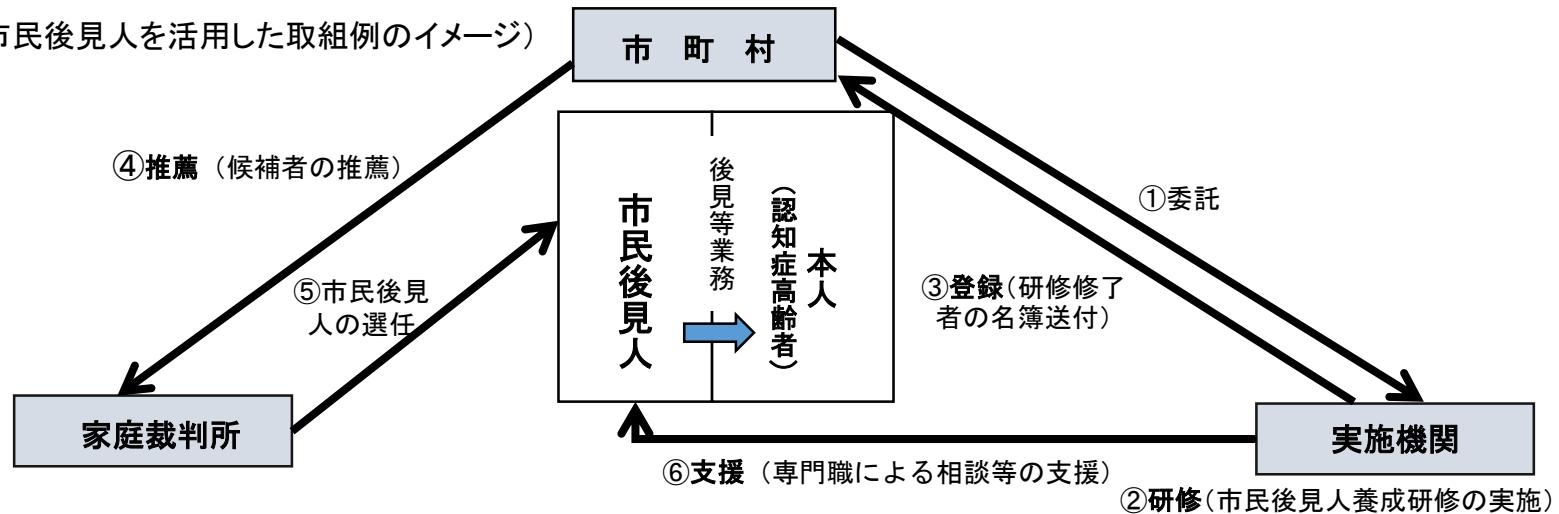
※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

2012年：約462万人 (65歳以上高齢者の約7人に1人)

→ 2025年：約700万人 (65歳以上高齢者の約5人に1人)

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)の概要

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者: 成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
(例) 介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額: 地域支援事業交付金1,942億円の内数(令和3年度予算)

【負担割合】国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100

3. 市町村の取組状況: 1,654市町村(全市町村の95%)(令和2年4月1日現在)

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和3年度予算

① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・実施主体：市町村

② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- ・実施主体：市町村

③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・実施主体：都道府県、市町村

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

- ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
- イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

- ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握
- イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和3年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数(令和2年度:505億円、令和元年度:495億円)

5. 事業実施状況

令和2年4月1日現在 246市町村 ※ 令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。

市民後見人を活用した法人後見への支援

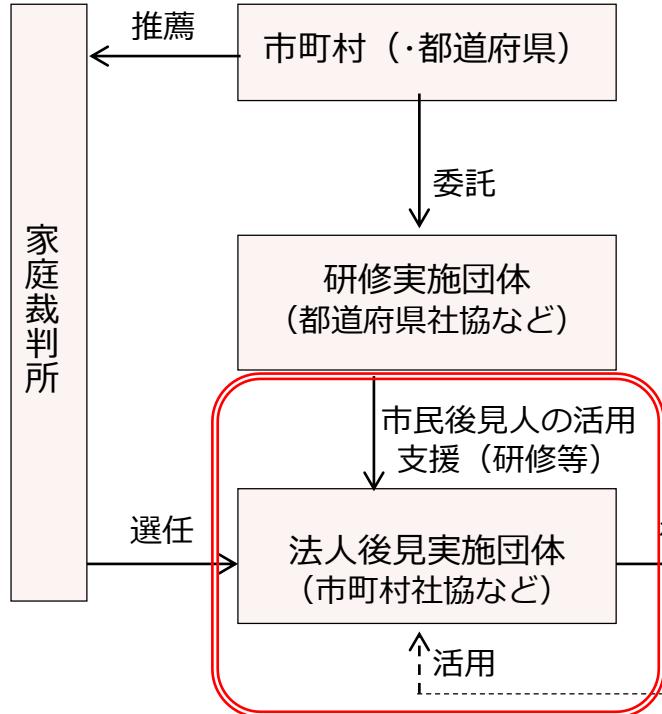
●障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

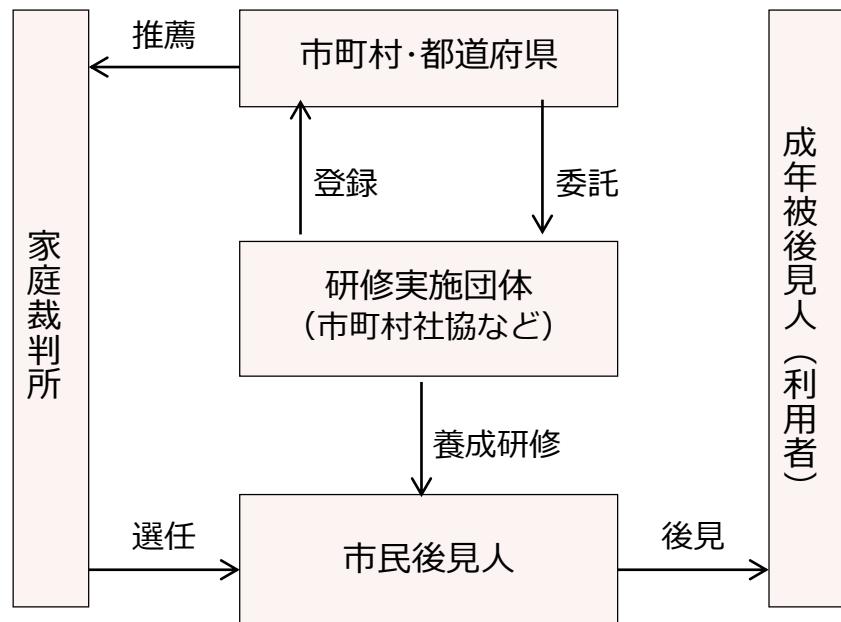
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



(参考)



成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 令和3年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数（令和2年度：505億円、令和元年度：495億円）

※【市町村事業 補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況（障害者関係）

令和2年4月1日現在 1,644市町村

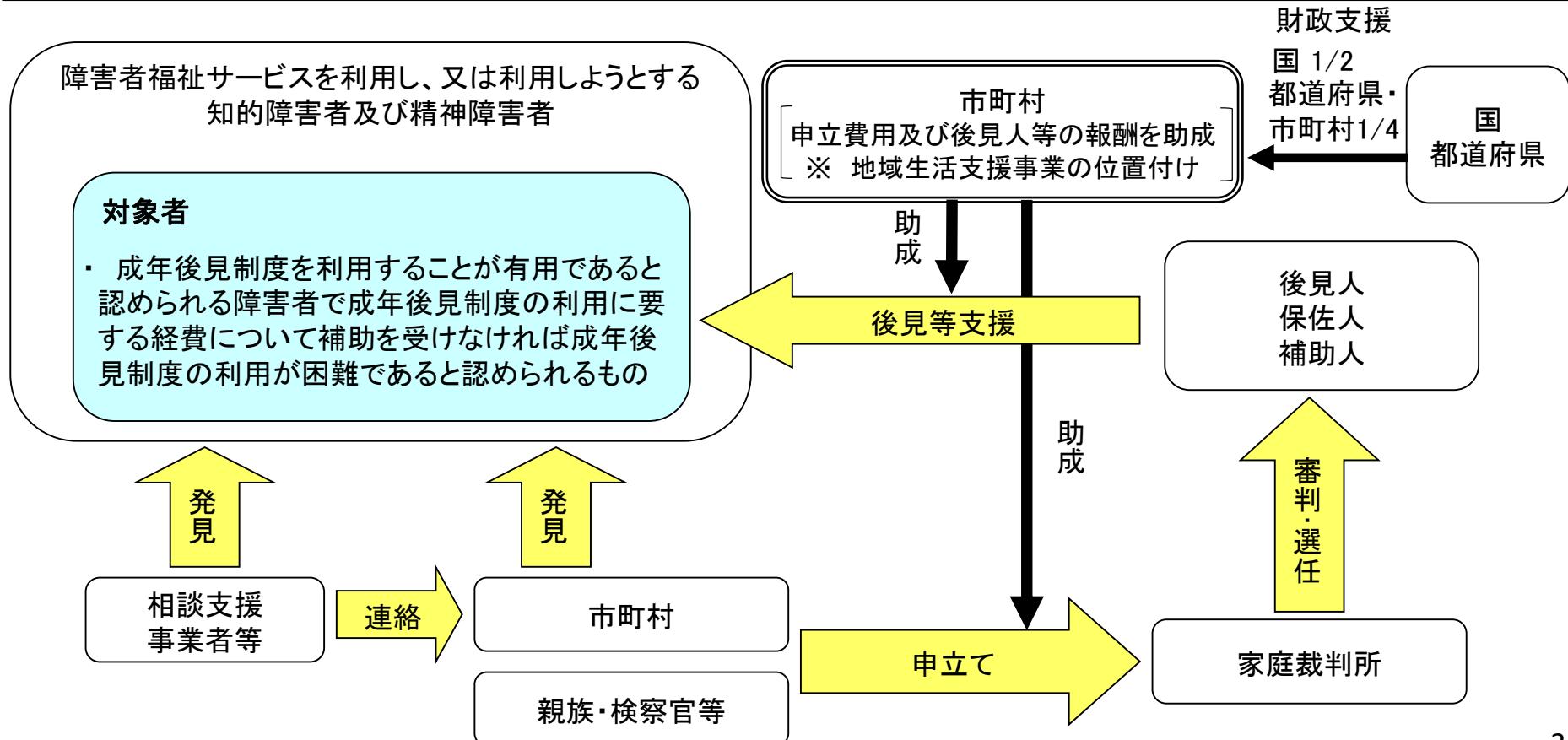
※ 令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



③ 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる)。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

(平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。)

5. 令和3年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金513億円の内数(令和2年度:505億円、令和元年度:495億円)

6. 事業実施状況

令和2年4月1日現在 511市町村

4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省

(2) その他(法改正の経過等)

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るために体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ
計画策定	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	2015(平成27年)年 策定	認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止
	認知症施策推進大綱	2019(令和元年) とりまとめ	成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進(対象期間は2025[令和7]年まで)

老人福祉法の改正

老人福祉法（抜粋）※成年後見（市民後見）関係の条文

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦**その他の**必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言**その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)

介護保険法について

介護保険法（抜粋）

（地域支援事業）

第115条の45

1～2（略）

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一～二（略）

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

※「成年後見制度利用支援事業」については、地域支援事業の実施要綱において以下の通りとしている。

地域支援事業実施要綱（抄）

別記4 任意事業（3）その他の事業

次のアからカまで掲げる事業その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。

認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「**共生**※^①と**予防**※^②を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になってしまって進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す**。結果として**70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる**ことを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症センター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になってしまって利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正知的障害者福祉法 改正精神保健及び精神障害者福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	<p>「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化</p> <p>※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。</p>
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け
	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年 4月施行	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

知的障害者福祉法の改正

知的障害者福祉法（抜粋）　※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

※平成12年4月1日施行
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成25年4月1日施行
(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

※平成12年4月1日施行
(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

（後見等を行う者の推薦等）

第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成26年4月1日施行
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

(市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三（略）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六 以下（略）

第77条第1項第4号 ※平成24年4月1日施行

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）

第77条第1項第5号 ※平成25年4月1日施行

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省

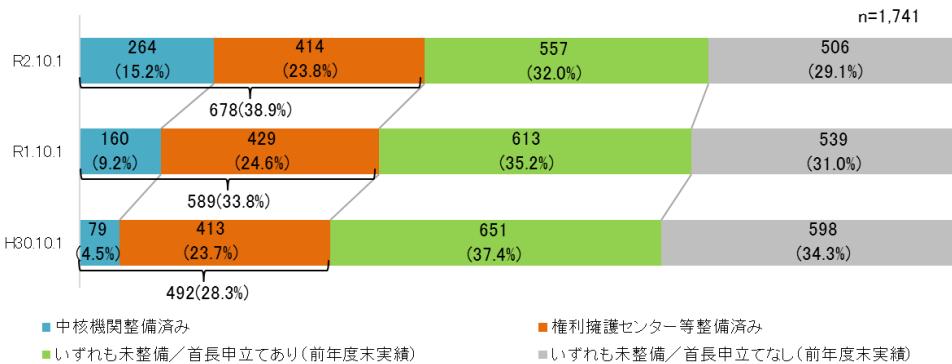
(3)自治体における取組状況（速報値）

調査対象: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

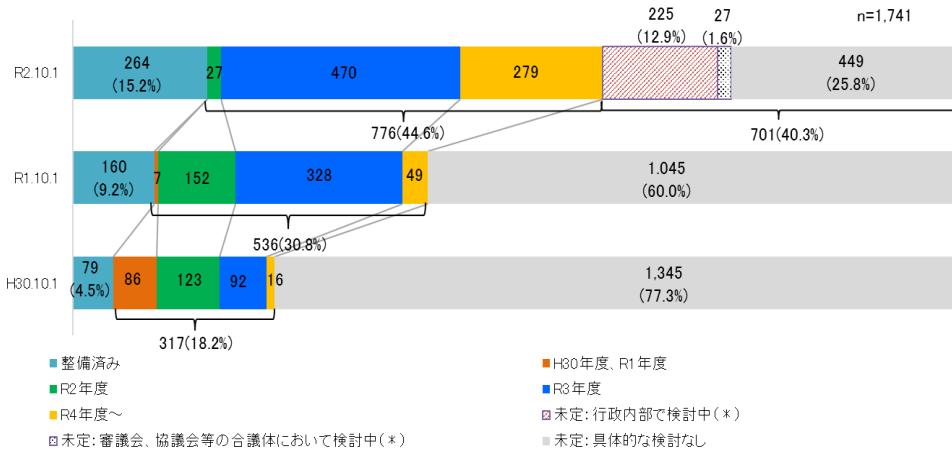
調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

1. 中核機関等の整備状況

(1) 中核機関・権利擁護センター等の整備状況

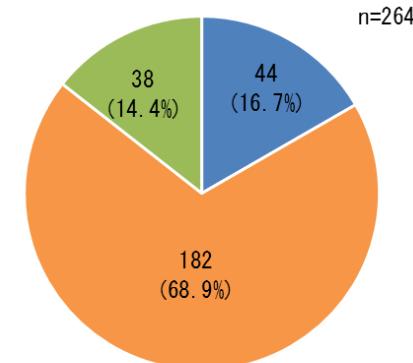


(2) 中核機関の整備(予定)時期



(3) 設置済みの中核機関の状況 (264自治体)

中核機関の運営主体



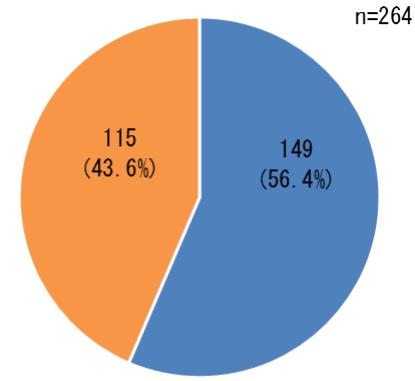
【委託先の内訳】

委託先	委託している機関数
社協	135
NPO法人	21
その他 (一般社団等)	25

※1自治体で複数の機関に委託している自治体や、複数の自治体が1機関に委託等している場合あり。

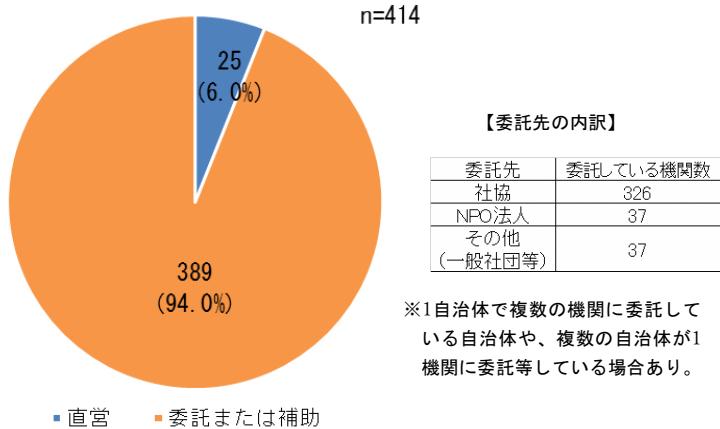
■ 直営 ■ 委託等 ■ 直営＋一部委託等

中核機関の設置区域

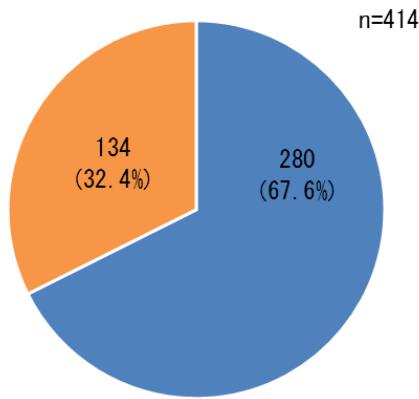


(参考) 設置済みの権利擁護センターの状況 (414自治体)

権利擁護センター等の運営主体

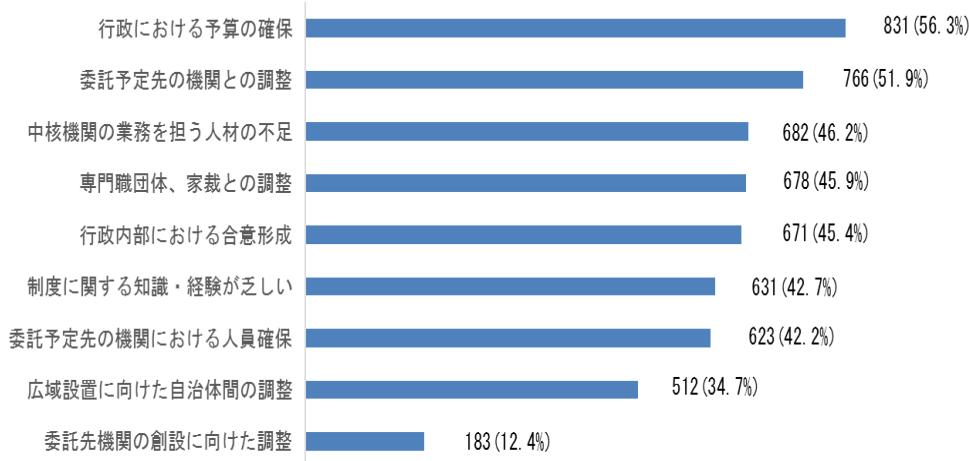


権利擁護センター等の設置区域



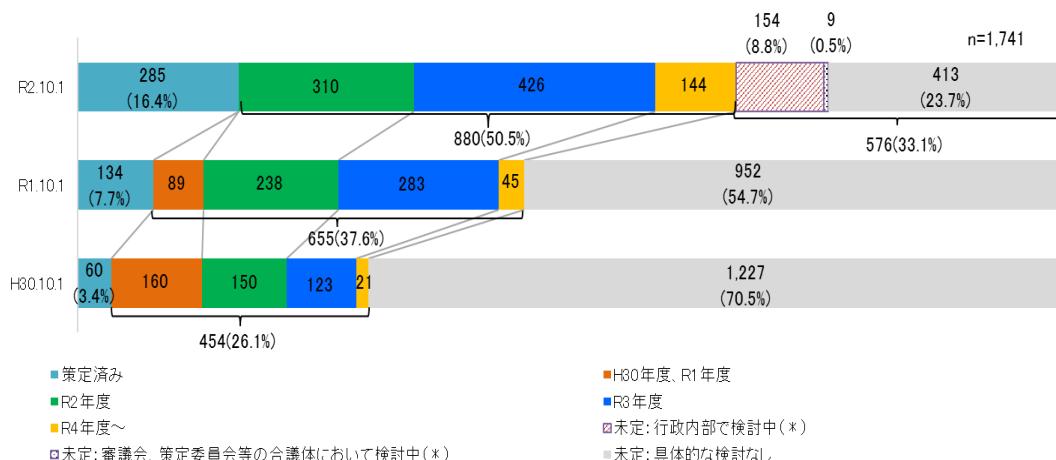
(4) 中核機関の設置に向けた主な課題 (1,477自治体)

n=1,477 ※複数回答

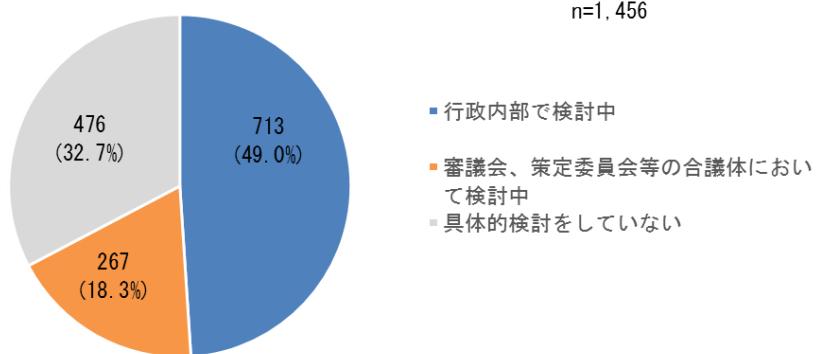


2. 市町村計画に関する取組

(1) 市町村計画の策定状況、策定(予定)時期

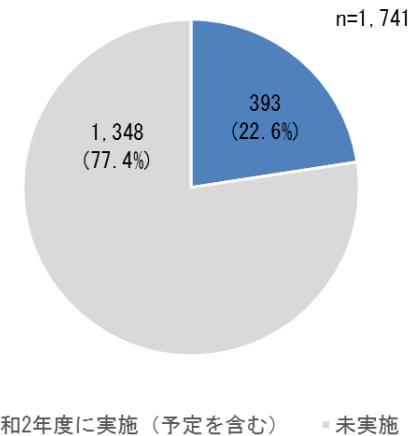


(2) 未策定自治体(1,456自治体)における検討状況



3. その他の取組

(1) 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無 (令和2年4月1日時点)



市民後見人の養成者数 合計 1万6,912名
(令和2年4月1日時点までの累計)

うち、成年後見人等の受任者数	1,541名
法人後見の支援員	2,018名
日常生活自立支援事業の生活支援員	2,566名
(令和2年4月1日時点)	

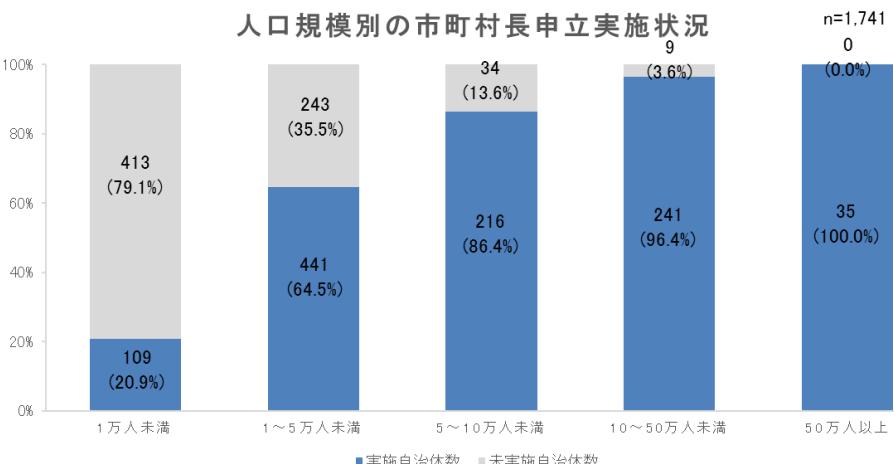
(2) 市区町村長申立の実施状況（令和元年度・人口規模別）

(1) 申立件数

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施 市区町村数
R1年度実績	6,679	655	632	7,966	1,042
H30年度実績	6,552	709	591	7,852	1,047
H29年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

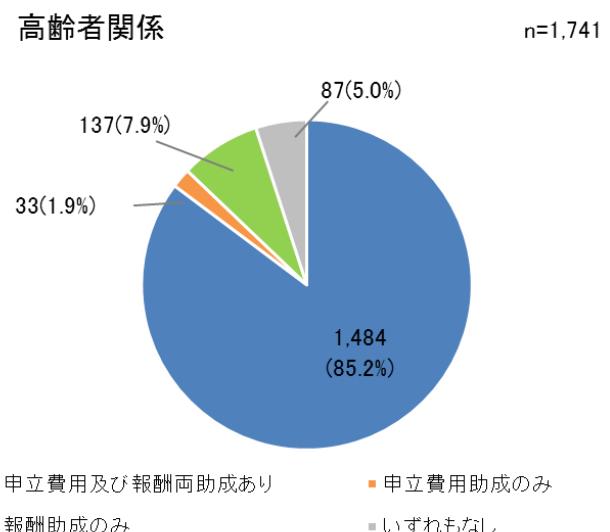
(2) 人口規模別の実施状況

人口 (万人)	実施 自治体数	未実施 自治体数	申立件数(本人別)					
			高齢 者	知的 障害者	精神 障害者	申立件 数合計		
~1	109	(20.9%)	413	(79.1%)	131	27	18	176
1~5	441	(64.5%)	243	(35.5%)	930	130	92	1,152
5~10	216	(86.4%)	34	(13.6%)	731	86	76	893
10~50	241	(96.4%)	9	(3.6%)	2,759	261	281	3,301
50~	35	(100%)	0	(0.0%)	2,128	151	165	2,444
合計	1,042	(59.9%)	699	(40.1%)	6,679	655	632	7,966

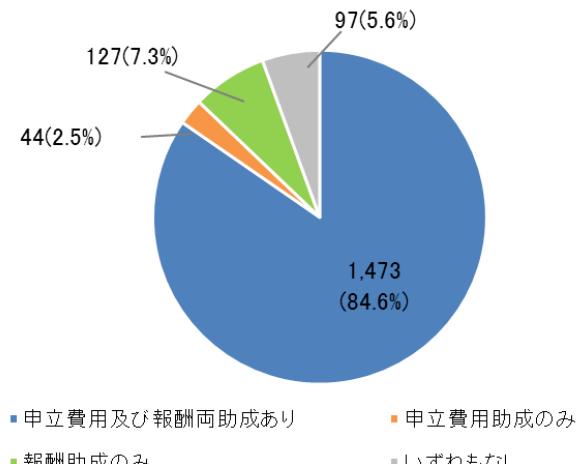


(3) 成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬の助成の実施状況

ア 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体の数



障害者関係 n=1,741



イ 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成対象の状況
(自治体数)

① 高齢者関係 ※助成制度ありと回答した1,654自治体の状況

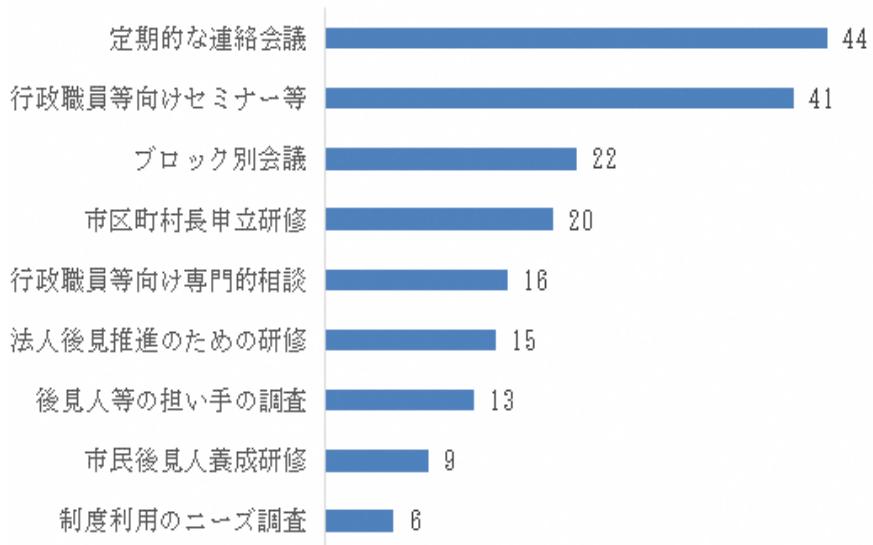
時点	申立者別			類型別			資力別		
	市区町村長 申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保 護のみ	生活保 護以外も 可
R2.4.1	1,637	868	831	659	1,652	1,618	1,612	80	1,577
H31.4.1	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575
H30.10.1	1,650	769	747	594	1,650	1,592	1,586	85	1,565

② 障害者関係 ※助成制度ありと回答した1,644自治体の状況

時点	申立者別			類型別			資力別		
	市区町村長 申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保 護のみ	生活保 護以外も 可
R2.4.1	1,616	832	796	623	1,623	1,582	1,573	84	1,541
H31.4.1	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545
H30.10.1	1,630	747	728	575	1,630	1,566	1,556	91	1,539

<都道府県に対する調査結果(令和2年10月1日時点)>

都道府県における体制整備に向けた主な取組状況



※令和2年度中に実施予定の都道府県を含む。

※「②定期的な連絡会議」とは、成年後見制度の利用促進に関して専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等と行うもの。

「③ブロック別会議」とは、一定の圏域ごとに広域的なネットワークや中核機関の整備等を図るために開催するもの。

4. 制度の利用促進の取組 イ 法務省 ①制度の普及啓発

成年後見制度に関する広報啓発の取組み

○成年後見制度の国民への周知等

<現状と課題>

・現状

(法務省)

成年後見制度に関する法務省のパンフレットやウェブサイトを改訂し、保佐・補助及び任意後見制度の利用事例についても、制度利用によるメリットを感じられる内容とした上、任意後見制度に関する説明を充実させるなどして、成年後見制度の概要等を広く国民に周知している。

※ 家庭裁判所においても、「成年後見制度」に関するパンフレットやリーフレットを作成し、同制度を利用しようとする方に向けて、制度の概要や手続の流れ等について案内している。

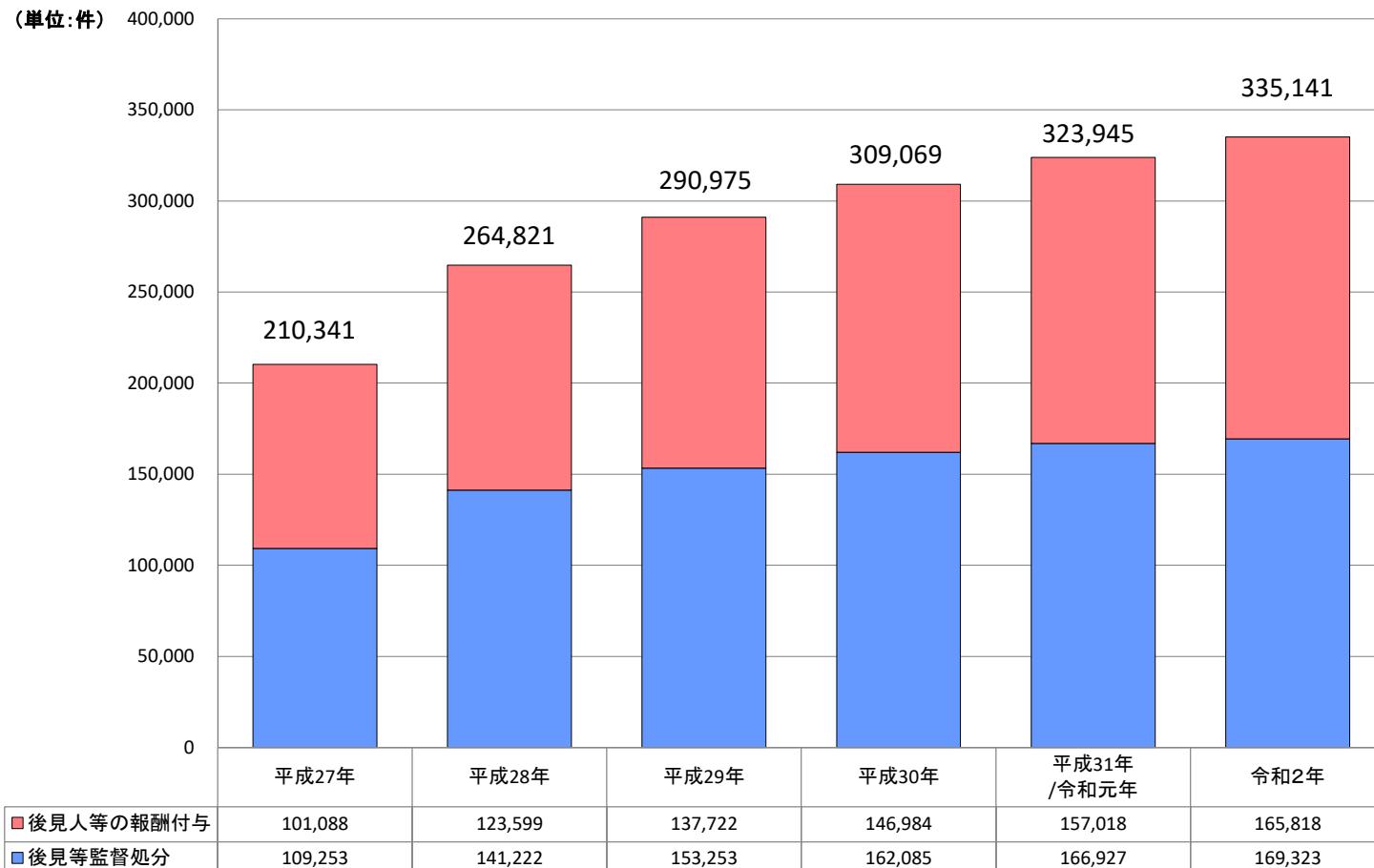
・課題

未だ、知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少なく、保佐・補助及び任意後見の利用も低調であることから、引き続き、成年後見制度の周知を図る必要がある。

②不正行為の防止

後見等監督処分事件・後見人等の報酬付与事件の新受件数の推移(平成27年～令和2年)

- 家庭裁判所は、成年後見人等による不正行為の有無等の調査を行うため、①後見等の事務の状況を審査する後見等監督処分事件と、②後見人等に報酬を付与する報酬等付与事件を処理している。
- 報酬付与の際には、後見等事務の状況を審査することになるため、この機会が不正防止の役割も果たしている。
- 令和2年については、後見等監督処分事件が前年比約1.4%の増加、後見人等の報酬付与事件が前年比約5.6%の増加となっている。



(注) 任意後見監督処分事件及び任意後見監督人報酬付与事件は含まれていない。 ※ 令和2年の数値は、速報値である。

後見監督人について

○後見監督人について

- 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる（民法849条）。保佐人、補助人についても同様。

➡ 以下のような場合に、後見監督人が選任されることがある。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
- ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されているとき（遺産分割等）
- ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき

- 平成27年から令和2年までの各年に、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任された件数は以下のとおりである。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年
4,721件	3,466件	2,543件	2,060件	2,033件	1,974件

※ 令和2年の数値は、速報値である。

○後見監督人の報酬について

報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部）より抜粋

➤ 基本報酬

成年後見人が管理する財産額が5,000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額2万5,000円～3万円。

➤ 付加報酬

後見監督人として特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

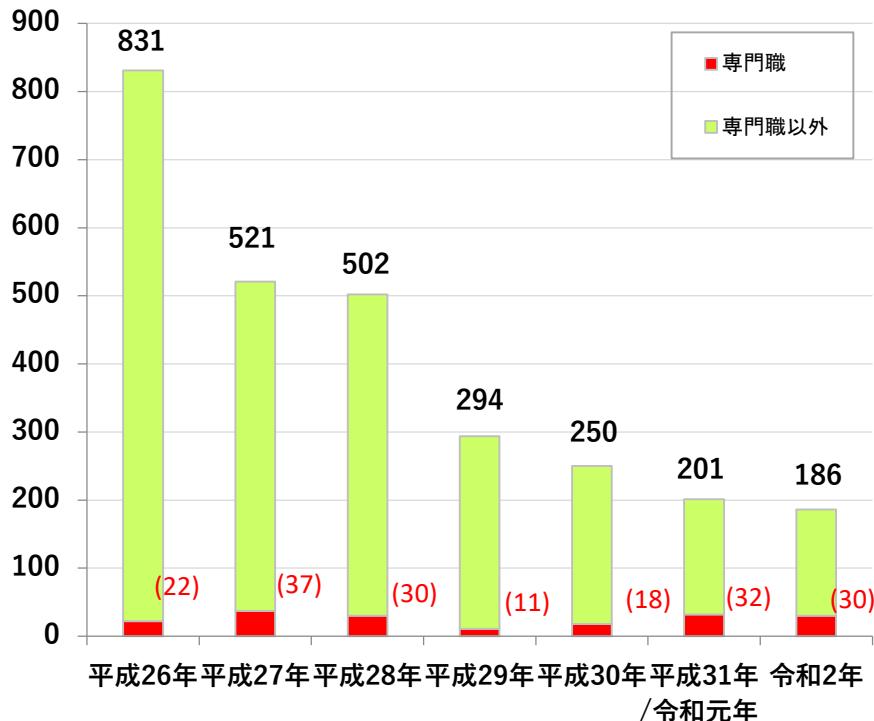
成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成26年～令和2年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

(注)各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

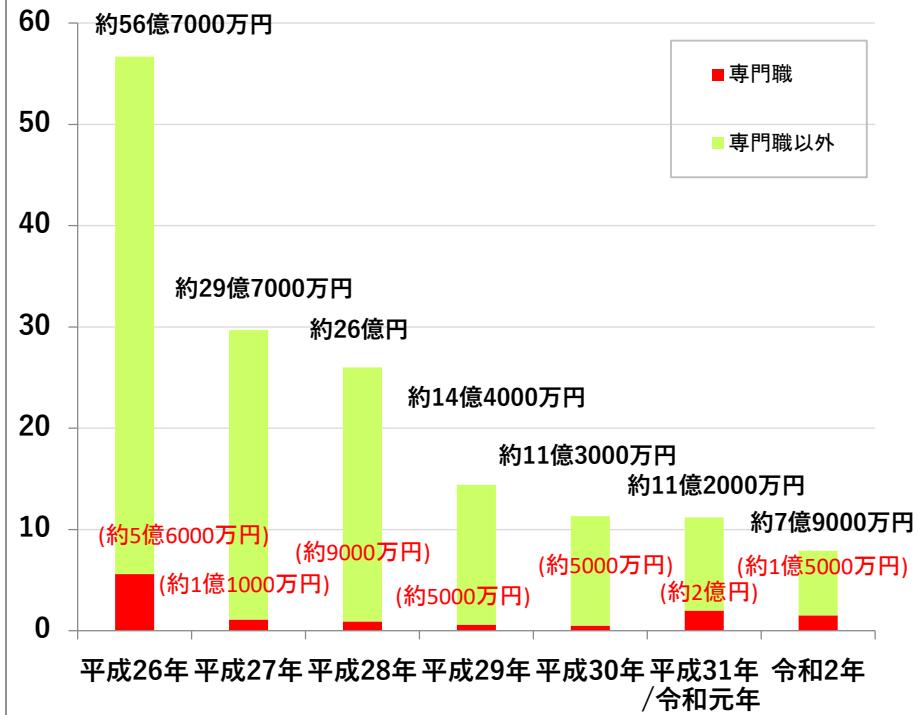
(単位：件)

不正報告件数



(単位：億円)

被 味 頓



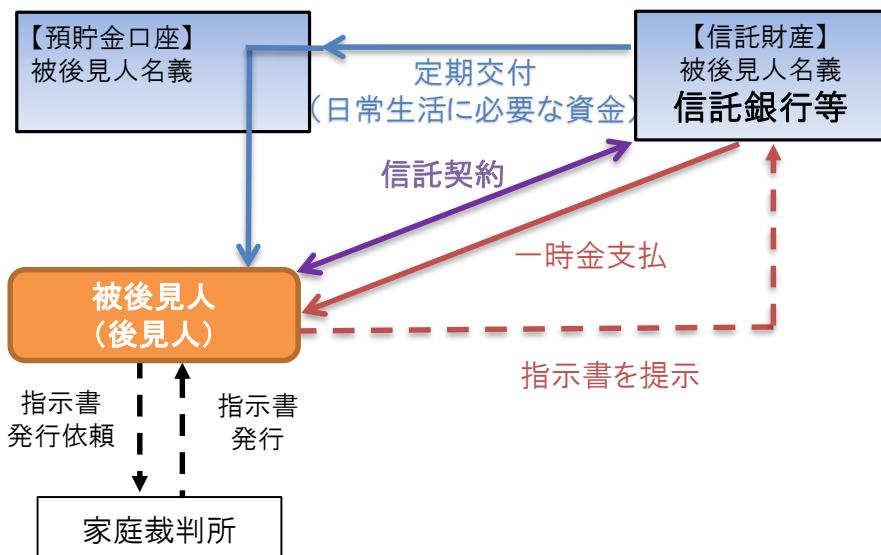
※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注)「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム

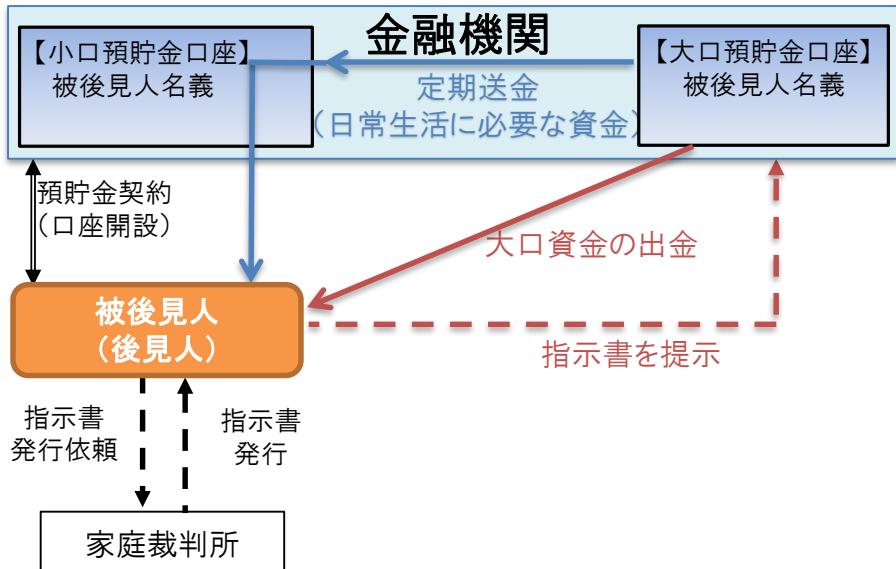
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



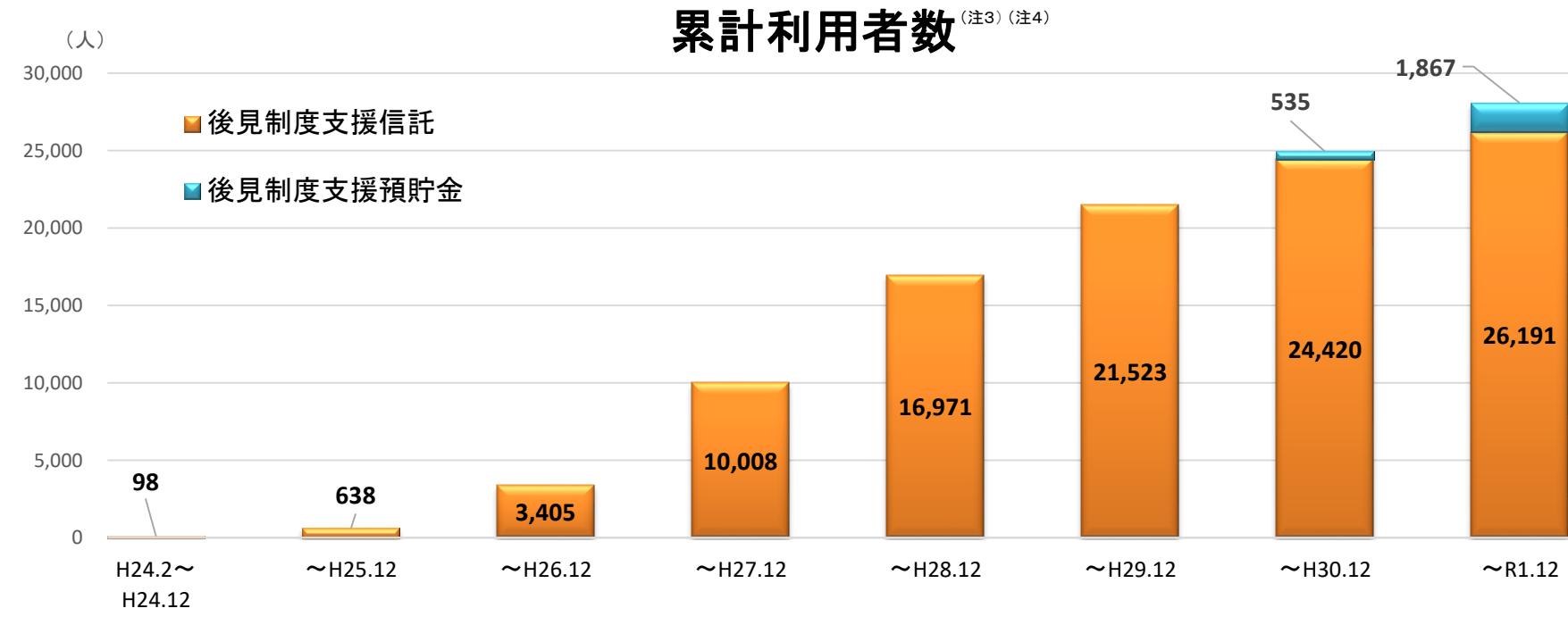
後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時（口座開設時）
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用状況(平成24年2月～令和元年)

○ 後見制度支援信託^(注1)及び後見制度支援預貯金^{(注1)(注2)}(以下「後見制度支援信託等」という。)は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。平成26年以降後見制度支援信託の利用が進んだことに加え、平成30年からは後見制度支援預貯金の利用も進んだため、令和元年12月までの後見制度支援信託等の累計利用者数は下記のとおりとなった。



(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入され、後見制度支援預貯金は、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。

(注2) 後見制度支援預貯金に関する実情調査は、平成30年1月から開始した。

(注3) グラフ中、利用者数として記載した数値は、平成24年2月から各年12月までの間に、後見人が代理して信託契約又は預貯金契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数である。(後見制度支援信託等の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

(注4) 同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、同時期に信託契約及び預貯金契約を締結した場合は、そのいずれについても利用者として算入している。

※ 現在、集計につき、令和3年5月頃にリバイス予定